

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十七号

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県中小企業支援資金貸付規則（昭和三十三年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「〇・五〇パーセント」を「〇・四五パーセント」に改める。
別表第三に次のように加える。

一一二二	別表第二の三の項から七の項、九の項又は十の項に掲げる事業のうち、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第七条第三項に規定する認定計画に基づき実施するものに係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの
------	--

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の広島県中小企業支援資金貸付規則により貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。